

香芝市告示第 1 6 0 号

香芝市危機管理対策本部設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 1 4 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市危機管理対策本部設置要綱の一部を改正する要綱

香芝市危機管理対策本部設置要綱（令和 7 年告示第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
（組織） 第 4 条 対策本部は、市長、副市長、教育長、危機管理監、香芝市行政組織条例（平成 5 年条例第 4 号）第 1 条に規定する部及び室の長、議会事務局長<u>並びに教育委員会事務局教育部長の職にある者</u>をもって組織する。	（組織） 第 4 条 対策本部は、市長、副市長、教育長、危機管理監、香芝市行政組織条例（平成 5 年条例第 4 号）第 1 条に規定する部及び室の長、議会事務局長、<u>教育委員会事務局教育部長並びに上下水道部長</u>をもって組織する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。